

特装車 メンテナンスニュース

車両管理ポイント編

No. 31 2012・10

— 快適な作業を支える特装車の車両管理(点検整備)は大丈夫ですか —



ご存じですか



定期点検制度を

特装車両にも定期点検制度(検査)がある事を知っていますか?
『特装車』の性能を十分に発揮させ、寿命を延ばし、また安全で快適にご使用していただくための「車両管理ポイント」です。
管理ポイントに従い正しい点検をする事で不具合や故障の徴候を早期に発見し、災害を未然に防止する事と安全作業を維持する事を目的として事業者に義務付けられた制度です。



点検整備には3分類の点検整備時期があります。

○日常点検 ●月次点検・メーカー指定点検 ◎年次点検 (法定点検)

※道路運送車両法(第47条の2)日常(運行前)点検・(第48条)定期点検は使用者・運行する者に義務付けられています。

※法令等で定期点検(検査)が義務付けられている特装車(下記車両)

機種名	点検(検査)時期				関係法令等	罰則・備考
	日常	月例	年次	5年		
高所作業車	○	●	◎注1		労働安全衛生法	50万円以下の罰金
穴掘建柱車	○	●	◎注1		労働安全衛生法	50万円以下の罰金
コンクリートポンプ車	○	●	◎注1		労働安全衛生法	50万円以下の罰金
クレーン付トラック	○	●	◎		労働安全衛生法	50万円以下の罰金
タンクローリ	○	●	◎	★注2	消防法・計量法	・消防法：30万円以下の罰金 ・計量法：50万円以下の罰金
塵芥車	○	●	◎		労働省通達	—
ダンプトラック	○	●	◎		ダンプ規制法(通称)	自重計検定ない時は車検不合格となる。

※注1：特定自主検査対象車両・注2：タンク水圧試験と流量計検定(流量計付きの場合)が対象車

※特装車の点検は専門的な技術や設備のある各メーカー指定サービス工場にてお受け下さい。

車両管理のポイント

特装車両を快適に支える6つの項目

※道路運送車両法(第47条の2)日常(運行前)点検・(第48条)定期点検は使用者・運行する者に義務付けられています。
 ※法令で定期点検(検査)が義務付けられている特装車は1年以内ごとに定められた点検等を行わなければなりません。

★どんな点検・検査を行うのか

特装車の点検は各機種ごとに定められた点検項目について実施し、結果を定期点検整備記録表に記録する。



★点検・検査する者は

法令で定められた使用者又は自動車を運行する者が行なう事になっている。推奨として各メーカー指定サービス工場で行う事が安心と信頼を得られます。

★点検の記録は

点検結果は所定の定期点検整備記録表『チェックリスト』に点検内容を記録し保管する。



★点検・検査機器が必要です

点検・検査整備には特殊機器が必要となる場合があります。設備の整った各メーカー指定サービス工場での点検・検査をお勧め致します。



★異常があった場合は

点検の結果、異常を認めた場合は直ちに補修などを行い正常な状態に復旧させ、その他必要な措置を取らなければなりません。



★定期点検済み車両には

定期点検を受けた車両には、見やすい所に日本自動車車体工業会発行の年次検査・点検ステッカーを貼り付ける事になっています。



特装車両『点検・整備』を怠ると(参考例)

動力伝達・駆動装置



電気系統・安全装置部



架装関係



作動油・潤滑油関係



指定給脂部



その他(油圧ホース他)



定期点検・整備で安心

グリスはメーカー推奨品を使用して下さい!

カートリッジ



グリスガン

*給脂箇所は各メーカーの取扱説明書を参照願います。

純正・指定品
厳守



年次検査・点検時には必ず作動油の定期交換をしましょう。

★作動油は汚れていませんか?直ぐに確認し交換をしましょう!!



汚れた作動油



新しい作動油

作動油本来の性能(潤滑・冷却・洗浄・消泡作用)が損なわれるばかりが、機能低下や焼付き油漏れ等の原因になります。

*点検整備・部品交換は専門的な技術と設備のある各メーカー指定サービス工場でお受けいたします。

一般社団法人 日本自動車車体工業会 特装部会 サービス委員会